

平成29年12月8日 生活環境委員会 議事録
9時59分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 田中 実穂

副委員長 北地 範久

委員 賀屋 幸治、和田 芳弘、藤井 馨、日域 究、細川 雅子

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○田中委員長 皆さん、おはようございます。1分ぐらい前ですけども皆さんおそろいなので。

定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長さんより御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。議事に入る前に、私のほうから委員の皆さんと執行部の方をお願いをさせていただきます。

御存じだと思いますけれども、委員会での質疑は会議規則第56条の規定で3回までということになっております。御協力をお願いしたいと思います。あわせて、また執行部の方には再質問のないように簡明なる答弁をお願いしておきますので、答弁もできるだけ大きな声でよろしく願いいたします。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第62号、大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議上で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特に補足説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○田中委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑のある方どうぞ。

和田委員。

○和田委員 1問だけお尋ねします。

第20条に、指定管理者は公益上特に必要があるときと認めるときは、利用税を減免するという項がありますが、特に認めるとはどのような場合なんですか。ちょっと説明お願いします。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 答弁が遅くなり申しわけありません。

他の減免規定等を適用される場合は、減免されるということですが、この規定でお話ししているのは、特にその施設の目的、会館の事業、これに照らし合わせて、例えば、ちょっと思いつくのは災害発生時とか、そういった緊急時、火災がちょっと適当かどうかわかりませんが、そういった緊急の場合の使用であるとか、そういった場合には減免規定に当てはまらなくても減免することができるということで、ちょっとまれなケースが該当するのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 おはようございます。最近、指定管理者について妙に勉強してしまったんですけど。お金の話ですけども、指定管理もさまざまありますが、こちらは多分、委託料を払ってやってもらうというかやらせるというか、そういうんだと思いますし、相手先は建前として未定だと思いますけども、相手先のタイプによっては、この前私、一般質問で言いましたけどサントピアじゃありませんけど、ああいうところに目的があって、それで補助金を出すこともあるかもしれんし。

それからこの利用料の減免ですけども、利用料の減免するときに指定管理で手を挙げた団体が、私はこんなことをしたいと思いますとか、こういうときにはこういう人に利用料を減免したいと思いますと、そしたら大体これがこのぐらいになると自分たちは予測しますと、そしたらそれだけ利用料が減りますからその分について委託料のほうでみてくださいとか、そういうことになるのかなという気もするんですけど。

ある文章を見つけまして、例えば、300円の利用料がある人にとって、ある対象者において300円を100円にまけてあげましょと、だったらその200円は何かといたら、指定管理者に対する補助金とも思えますけど、取り方もあるでしょうけども、利用者に対する補助金なんだと。だから、そこで申込書書くときに、裏に文書をつけといて、これは利用者に対する補助金ですと、ただ、結局それはぐるっと回って指定管理者が受け取るわけですから。最終的には利用者に現金がわたることはありませんけども、そういうやり方もあると。だから、行き先によって事務処理いろいろあるんでしょうけども、そう考えたらあんまり補助金を出す必要はないのかなという気もします。そのあたり、今、利用料が出たからそう思ったんですけども、今からそのあたりは予算を決めて、予定価格といいますか決めて、公募すると。その予定価格の範囲で、うちだったらこうしますと、私のところはこれが得意ですからこんなこと使い方しますとって、公募してきて、それを皆さん、市役所の担当者がその中から選択するという発想でいいんですか。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 指定管理料につきましては、現段階ではまだこの条例、議決いただいておりませんし、指定管理者をどうするというのはまだちょっとお話できない状態ですので、一般的などころとして委託料ということで話はしております。

ただ、今回の改修につきましても、シルバー人材センターが使うという前提での改修を行っておりますし、館の目的、これまで、1年前ぐらいから広報なりでお知らせもしておりますように、シルバー人材センターの活動がこの地域福祉会館の事業に沿う、それを主体的に行うということで考えておりますので、現在のところの考えですが、非公募でシルバー人材センターを指定管理者にということは考えております。まだちょっと未定ではございますが、考えはそういったところでございます。

先ほどの使用料の話ではありましたが、指定管理料、委託料にするとして、施設の使用料につきましては、減免後の額、これを相殺するということになっております。先ほど、減免の話でもさせていただきましたけど、基本的には大竹市の公の施設使用料減免団体の登録に関する要綱に基づき登録された団体が使用されれば減免するのかなと思っております。減免、登録された団体が使用し、いただいた使用料、これを相殺したものを委託料として算定し、協議の材料とする予定でございます。

以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

指定管理者の公募と限定してあるわけじゃないんで、両方ありますから、それはそれで執行部のほうが選ぶんでしょうけども。公募だったらいろんなプランを出せとって、それでプロポーザル的なものがあり得るかなと思います。随契だったら事業計画とかいうものがあんまりリアリティがないような気がするんですが。随契ということになると、ある意味では、悪い意味じゃなくて、悪い意味じゃ困るんですが、話をしながら協働歩調をとって協力しながら、よりいいものを目指していくという形になるという発想でよろしいですか。相手を事前に1者に絞ってしまえばそういうことになりますよね。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 現時点で、指定管理者を誰にというのはなかなか話しづらいところがありますんで、そういった意味でちょっとお話をさせていただきますが、やはり条例では公募、非公募、あらゆるパターンを考えて記載していると、規定しているというところでございます。仮に、1者で非公募ということであれば、特に今回の会館の事業、行う事業で掲げております第3条の5号と6号、これにつきましてはシルバー人材センターがまきに行っている事業そのものでございますので、それに沿うものがあるでしょうが、1号から4号につきましても、特定した指定管理候補者がどういった事業を行うかといったところをお話しさせていただきながら、そういった記載がある事業計画書を出していただけるものと考えております。

以上です。

○日域委員 ありがとうございます。指定管理というものが本来、行政がこう長期的にやっ取るものを、もっと民間の力を入れて幅を広げてやっていこうというものです、もともとがね。とは言いながら、何とか底が抜けたざるのように好き勝手にできるというんじゃないかと。そのあたりの微妙な、ラッキョウの産物のようなもんですから、そこんこはこの条例もありますけど、条例の先の運用が大事になると思いますから、きちんとルールを守

って運営していただくようお願いいたします。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 昨年、本件について議案書のものではございませんけれども、大竹市地域福祉会館のことについて御説明がありました。そのときに、災害時の避難場所として使えるように、関係部署で検討しているというような御発言があったと思うんですけれども、この条例の第1条を見た限りでは、安全とか安心とかということは書いてあるんですが、その避難場所という言葉が、記載がしてないんです。災害時には恐らく、あそこは避難場所になるだろうと思うんですが、この1条に盛り込んでいただけたらなという、これ希望です。

そして、私はやっぱり市民の安心と安全というのを一番念頭に置いてずっとやってきてるんですけれども、これは先日の協議会で御説明があった中でも質問したんですけれども、体育館がなくなったことによって、避難場所としたら非常に狭くなってるわけです。ちょっと繰り返しの質問になるんですけれども。そういった避難場所では何人の人があそこで避難できるのかなど。そこにあふれた方はどうしたらいいのか。どこへ避難したらいいのか。そういう疑問をずっと持っておるわけです。明快なお答えをいただけないような気がしますんで、そこらあたりについて2点になりますけれども、お話を伺いたいと思います。

○田中委員長 総務部長。

○政岡総務部長 このたびの条例は、設置管理条例でございますので、避難場所というものでつくる施設でございませんので、例えば、市内の学校も避難場所として指定しますし、各公民館等も避難場所として指定するわけですが、設置する目的として、避難場所ということではございません。避難場所として使うということですので、設置管理条例の中に避難場所としての対応込みはないということでございます。避難場所として使うということです。

大きさでございますが、これまで旧小方公民館を避難場所として、実際に使われるというのは非常にまれでございます。いっぱいになるほどという災害になりますと、これ相当大きな災害でございますので、もっと大きな場所でお迎えするということになるのかなと思います。十分な、全員が入るといふことにはなりませんけど、今までの例からいいますと、通常の台風等の災害であれば十分な広さがあるというふうに考えます。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 なかったからそれで大丈夫という考え方はちょっと理解できないんですけど。やっぱり災害というのは思わぬときに大きな災害が来るわけですから、全てに備えよといったらすごい予算もかかりますけど、そういうことでなしに、もしあふれた方がおられたらどこへどうするというふうなお考えも伺ってみたいと思うんですけれども。そこらあたりもう一回、御答弁いただきたいと思います。

もともとが小方の公民館というのは、公民館の名称で親しまれたわけです。大竹市に3カ所あった公民館という中で、小方の公民館というのは一番利用率が高かった公民館だと

いうふうに、私の調べた限りではあったと思います。そういった中で、岩国大竹道路の関係であそこが立ち退くことで、建てかえるというか、国との契約で約4億円のお金をいただいたわけなんですけれども、若干お金が残ってるというふうに思います。その小方の公民館を建設するときに、小方地域の方からかなりの御寄附があったというふうなお話を聞いておりますけれども、残ったお金で自治会の活動のほうへ若干でもお返しするというふうなお考えがあるのかないのか。

また、先ほどの避難場所に関連するんですが、残ったお金で集会所をもう1軒、避難場所を兼ねたような集会所を近くに建てるというふうなお考えがあるのかないのか。と申しますのは、私、元町なんですけれども、ことしも台風来たときに第1次避難勧告ですか、これが出たと思うんですが、そのときに元町の方は大竹会館まで避難せにゃいけんわけです。2次が出れば初めて元町のコミサロがあくというふうな形になっておろうかと思うんですが、たまたま私、自治会長をやっておりまして、うちの隣が集会所なんで、すぐ鍵をあけていつでもここへ逃げてきてくださいということで、各班長に連絡をして、そういう手続をとりました。何が言いたいかといいますと、やはりお年寄りが遠くのほうまで、しかも夜中なんか避難するというのは不可能に近いわけです。近くに小さくてもいいからたくさん避難場所を設けるといのが一番現実にはかなってんじゃないかというふうに私は考えているから、もう一つ、どこかわかりませんが、そういう避難場所を兼ねた集会所をつくっていただけたらなと思うから質問してるわけで、そういうお考えがあるのかないのか。もう一回、繰り返しの質問ですがお願いいたします。

○田中委員長 総務部長。

○政岡総務部長 何回もこれまで台風の襲来がありまして、避難場所を開いたということはありませんけど、相談があったときにはまず第一には総合市民会館を御案内しております。避難された人があれば、周りで支援する方が必要でございますので、支援体制が整っているのは総合市民会館ということで、第一義的には総合市民会館を案内して、満杯になったようなことはこれまでございません。なお被害が大きくなれば、各公民館、各学校それぞれ対応し、大災害になればやはり晴海の臨海公園、あつてほしくないですけど、もし避難者の住宅をつくるということ、必要があれば、やはり大きな晴海の臨海公園等につくっていくということになるかと思います。

今ある公共施設全てで不安なときでも対応できるというような公共施設の整備、これは困難でございます。

実際に大雨が降って夜ということ、先ほどありましたけど、議員の隣の地区でも同じように集会所をあけてというようなこと、自治会で対応したりしております。それぞれ工夫をされてるところだと思いますが、大雨が降って水がすごい多い、暗いときに、一番は垂直避難、山から離れた側の2階に避難するとか、そういう工夫です。外に出ないほうが安全だということもありますので、どういうふうに避難するかとことについてはしっかり啓発をしていく必要があるかと思います。全てを公共施設に避難するという、これはちょっと無理なところがありますので、しっかり避難の方法について周知していきたいと思っております。

以上です。

○田中委員長 補償金の残ったお金を小方というような話があったと思います。その辺について考えはありますか。

総務部長。

○政岡総務部長 そういう考えはございません。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。3点ほどお願いいたします。

1点目ですが、地域の皆さんの御意見についてお尋ねいたします。先般の協議会のときに、小方地域の皆さんにこれから、協議会で説明したことに関しても地域の皆さんに御説明するからといったお話があったと思います。私が懸念してるのは、利用時間についてだったんですけども、地域の皆さんからどういったお声が上がっていたかについて教えてください。それにどういったお答えをしているかもお願いします。

2点目です。先ほど第3条の話が出てまいりました。一応今、指定管理をする前提としている団体は、3条の5と6に関しては非常にしっかりやっていただけたらと思うといったお話でしたが、1から4についてももう一度、なかなか市としてどういうスタンスを持っていくかという点について、もう一回お願いいたします。

3点目は、13条の利用時間についてです。この条例そのものが総合福祉センターの設置管理条例を考え方を土台として考えてるなというのは感想を持っております。福祉に関するということとすることでそれでいいのかとは思いますが、気になったのは閉館時間等であるのを、あえて利用時間としておられるので、何か考え方に違いがあるのかということをお尋ねいたします。

この3点お願いします。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 1点目のまず、住民の方への説明と申しますのは、先日、11月22日に協議会を開かせていただきました。その1週間後の29日に地域住民、自治会長、役員の方が中心ではありますが、小方3自治会、それからシルバーを交えた、こういった関係者の会議をこれまで定期的に行っておりまして4回目の会議を開きました。ほぼ協議会で用いました資料を使って御説明しております。

利用時間に関しましては、特段、御意見等はいただきませんでした。内容で一番大きく時間を割いたのは名称、正式名称のことでございます。大竹市地域福祉会館、これに小方という文言を入れてほしかったというお話が時間を要して御意見をいただいたと。ただ、この会館の目的が市内全域を対象とした会館であるということも御説明させていただきながら、正式名称につきましては、市の建物はちょっとこういったつけかたをさせていただきましたと。ただしではありますけど、先日の協議会でもお話ししましたように愛称を公募するというのを考えております。この愛称につきましては、その会館が所在する地域をイメージさせるものという、そういった条件を付そうとは考えていたんですが、ただ、はっきりした条件は、どういった条件にしようかというのはちょっとおぼろげにしか考え

てなかったところですが、そこをはっきり示してほしいというお話がありまして、近々、考えつつあったところではあるんですが、具体的にどういった条件を、小方をイメージさせるものという条件をどういうふうな形で公募条件に載せるかといったことを各自治会に提示するということで了解をいただけたかなと思っております。

それから、第3条の第1号から第4号までです。この会館は地域福祉活動の場のほかに、住民活動の場、それから生涯学習活動の場、避難所も含めた4つの機能を持った会館にしようと考えております。特に、第1号、第2号、これは住民活動の場、それから第3号は生涯学習活動の場、それから第4号は地域福祉活動の場といったものをちょっと文章化したようなものではあります。指定管理者がこれからどういった事業を行うかというのは、これからの話ではあるんですが、ちょっとお話をしておりますので、仮にということで、シルバー人材センターがということでちょっとお話をさせていただきます。中には、住民活動の場、自治会が会議等で使われる場合等があると思いますし、こういった、言うなれば貸館程度で事業を行うということもあると思いますし、ただ、地域福祉活動とかいえば今のシルバー人材センターが、大竹市が進めている、日本全国どこでもされてるんですが、地域包括ケア、これのための市内全域を対象とした第1層の協議体という、それを考える会議体があります。これにもシルバー人材センターが、今、加わっておりますので、来年度以降はこの会館を使ってどういうふう地域づくり、包括ケアづくりを進めていくかという協議を必要と考えておりますので、そういったところで、この段階で余りシルバー人材センターは言いたくないところではあるんですが、そういったかわりもしていただけるんではなかろうかと思っております。

それから、最後の利用時間。第13条の見出しを利用時間としていることについて、通常開館時間としていることが市の条例では多いんですが、ちょっとこの会館の1階の一部といいますか、1階の大部分ですが、シルバー人材センターが恐らく専用で使う、一般の市民の方がなかなか使う、来るというスペースにならないものですから、開館時間としてしまうと地域福祉会館全館、これを開館する時間、シルバー人材センターが業務を行う時間が通常5時ぐらいまでですので、10時まで開館すると言ってしまうとちょっとどうなのかなという部分がありましたので、そのシルバー人材センターが占有する部分以外のところ、これは一般の市民の方も利用できますから、そこの利用時間という意味合いで変えております。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。地域の皆様との折り合いがついたといった御答弁だったと受けとめました。名称に関しては、今回のオリンピックのキャラクターを子供たちに選んでいただくといったような、国もそういった工夫もしておりますが、これから小方の皆さん含めて大竹、みんなに愛される地域福祉会館をイメージできるような名称を、どっかが誰かが知らないうちに決めたんじゃなくて、みんなで決めたと思えるような決め方をしていただきたいと思っております。これは要望です。

第3条ですね、今、前提として上がってる指定管理者、候補というかですが、現在そこ

が指定管理をしている元町のコミュニティーサロンとかでも独自事業でいろいろ地域の皆さんとか、それを広げた事業などもしておられるようですので、ある程度のノウハウはお持ちなのかなとは思いますが、そうはいつでも、まちづくりとか社会教育、生涯学習ですかね、そういうことしていくのにはやっぱり教育委員会のほうの専門的なアドバイスとか、ああいったのもあったほうがよいと思います。箱だけあっても人は集まらないと思いますので、みんなに愛されるためにはどうしたらいいかというのを一緒に考えていただきたいと思いますので、指定管理、指名するときにはぜひそういったのを留意していただきたいと思います。1点、2点目は以上でいいです。

3点目です。利用時間についてですが、一応、確認しておきたいんですけど、備考のほうに、条例の最後の備考があります、利用時間には準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。余りこういうのがある条例を見たことがなかったんですが、利用時間9時ということなので、利用者の皆さん、どの時間帯を使われても一緒なんですけども、予約した時間が終わったときにはそれぞれの団体がもうここの鍵を閉めて出ますというふうな使い方をしてくださいと条例にきちっと書かれていると、そういう管理をしていくということに理解してよろしいかどうかをお願いします。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 最初の御要望いただいた件で、ちょっとお言葉を返すようで申しわけないんですが、折り合いがついたということは、ちょっとそこまで折り合いがついたとはこちらのほうは考えておりません。あくまで、小方を入れてほしいという、名称に関しても要望いただいて、その公募条件をお示しするという事でまた住民の方へ御説明いただくということで、協議の場は継続して設けておりますが、その場で、会長さんを中心に、役員の方来られますが、全ての住民の方の意見を持ってこられてるとはこちらも考えておりませんので、ただ、手法としましてやはり自治会長さんを中心とした代表の方に対して御説明し、意見をいただくという方法が最も適切なのかなということも考えておりますので、これからも協議の場は続けていく予定ですが、こちらのほうの考えなり方針なり御説明させていただき、また意見をお聞きし、それを酌んで進めていきたいと考えております。

3点目の御質問にあったところですが、備考欄の利用時間につきましては、おっしゃるとおり終わりの時間だけではなくて、途中の時間、11時とか3時とか、これに際しても前に使われてる方がその時間までにきっちり部屋を出ていただき、次の方がその最初の時間からお使いいただけるということを想定しての規定でございます。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第2、議案第70号、大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件についても、本会議上で説明がございましたが、追加の説明ございませんか。
健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明ございませんのでよろしくお願いいたします。

○田中委員長 それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○北地副委員長 それでは、日程第3、議案第69号、大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

大竹市議会委員会条例第17条の規定によって田中委員長は退席しておりますのでよろしくお願いいたします。

本件につきましては本会議上で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特に補足説明ございませんのでよろしくお願いいたします。

○北地副委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。ないでしょうか。

日域委員。

○日域委員 直接関係あるかどうか知りませんが、補助金出してますよね。交付要綱ってなくてもいいんだとこの前一般質問でもありまして、もちろんそうですルール上は。でも一応あったほうが、あって悪くはないんですよ。これとは関係ないかもしれませんが、関連ということで聞いてみたかったですけどお願いします。

○北地副委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 社協に対する補助金について交付要綱設けております。

以上です。

○北地副委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 議場でもお答えしておりますけど、基本的には補助金等交付規則に基づいて補助金を交付しているわけですけど、ただ、補助金を交付する上で交付規則以外に定めておいたほうがよりわかりやすいということがあれば、それぞれの部署において補助金等交付規則に加えて要項を制定しておるといったことになると思います。

○北地副委員長 日域委員。

○日域委員 もちろん、だからなくちゃいけないということはもちろんないんだと思います。ただ、トラウマじゃないですけども、あえて言いますよ、ここに松崎さんが座って、社協の補助金といったら3月31日に実績報告が出て、3月31日付で余ったお金、返礼命令出して、そのとき副市長が何て言ったかといったら、3月31日付でなければ金が返ってこないんだって言われたんです。そういう、前科一犯があるからあえて言ってるんで、やっぱり4月末までに出せとか、こうせいと書いてあれば、もう誰がかわってもそれそのとおりすればいいわけですからわかりいいじゃないですか。あのときも、私が社協に行ったら、社協の職員は、いや僕ら出すの4月下旬ですよと言ったわけです。そこに3月31日と判を押すことはかなりのルール違反ですよ。だから、それを責める気はないけども、そういうことがないように、誰が見てもわかるようにしたらどうですかと言ってるんですから、ぜひお願いいたします。

以上です。

○北地副委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地副委員長 他に質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地副委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これにより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地副委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 続いて、日程第4、議案第76号、平成29年度大竹市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する追加説明はございますか。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特に補足説明ございませんのでよろしくお願いいたします。

○田中委員長 追加説明ないようでございます。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 1点ほどお願いいたします。

109ページの歳出のところですが、このたびは、後期高齢者医療広域連合納付金の補正額がちょっと多いような印象なんですけれども、これ例年どおりではないように思うんですが、この辺、御説明いただければ納得できるのでお願いします。

○田中委員長 保健医療課長。

○野島保健医療課長 保険料等の負担金の補正につきまして御説明申し上げます。

このたびの、保険料の負担額につきましては、内容といたしましては2点ございます。

まず1点目は、昨年度、平成28年度の広域連合への保険料等の負担金の清算に伴うものがございます。これが677万144円ございます。こちらは後期高齢者医療制度の保険につきましては、広域連合にかわりまして市町のほうが徴収いたしまして、連合のほうに納付するという形をとっております。28年度に一旦概算で納付いたしまして、翌年度清算ということになっておりますので、このたび、追加納付のほうが発生したものでございます。

それともう1点につきましては、今年度、29年度の保険料で、保険基盤安定分保険料軽減額の確定というものでございます。これは、67万4,141円でございます。こちらのほうにつきましては、後期高齢者の方で所得の低い方につきまして保険料の軽減というのを行っております。その軽減額につきましては、市町のほうが負担するというようになっておりますので、この軽減額のほうが確定いたしましたので、予算よりは大きな額がちょっと出ましたので、追加で補正させていただくことになっております。なお、この軽減の負担につきましては、4分の3が県が負担ということになっております。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。ちょっと額が多いのかなと思って気になったものからあえて聞かせていただきました。ありがとうございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第5、議案第74号、平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に対する執行部の追加説明ございますか。

待ちましようか。説明員の交代がありますので、しばらくお待ちください。

〔説明員 交代〕

○田中委員長 建設部長。

○坪浦建設部長 特に補足説明ございませんのでよろしくお願いいたします。

○田中委員長 補足説明はないとのことでございます。

それではこれより質疑に入ります。質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 1点ほどお聞きしたいんですが、港湾大竹港ですけども、直接この予算と関係あるかどうかわかりませんが、ヒアリの問題が一時クローズアップされましたけども、大竹港でのヒアリの存在といいますか、そういう確認というのはどういう形で調査なりをされてるのか、また、されてないのか、このあたりどういう状況なのか教えていただければと思います。

○田中委員長 土木課課長補佐。

○敷田土木課課長補佐兼管理係長 失礼します。ヒアリの調査につきまして、大竹港につきましては、本年の6月から、5月に初めて国内で確認されて以降、国のほうで環境省と、それから港湾管理者の国土交通省のほうで連携して、全国港湾調査を実施されているところでございまして、大竹港におきましても7月下旬に、港湾の割れ目とか、コンクリートの割れ目とか、アリが生息されると考えられる箇所の補修を行いまして、それからなおかつ、コンテナヤード付近の生息調査ということで8月下旬、それから9月、10月、11月というふうを実施してまいっております。ヒアリのほうは現在のところ、結論としては見つかっておりません。今後の予定でございますけども、広島県のほうでも補正予算措置されたというふう聞いておりまして、県知事の指示のもと広島県の港湾管理者、広島県が調査を行いますので、大竹市としてもそれに合わせて調査をお手伝いするものでございます。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第6、議案第68号、市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。本会議上で説明ございましたが、追加説明はございませんか。

建設部長。

○坪浦建設部長 お手元のほうに資料をお配りさせていただいてるかと思いますが、こちらのほうを用いまして補足説明を若干させていただきたいと思います。

担当課のほうから説明いたします。

○田中委員長 土木課長。

○山本土木課長 失礼いたします。議案第68号、市道路線の認定について補足説明いたします。

本日配付しました資料なのですが、資料は1から3、3枚を準備しております。

まず、資料の1でございますが、今回、市道認定をしようとする防鹿4号線ですが、国道186号防鹿トンネルの完成に伴い既存の国道186号が市道に移管される予定のものでございます。延長は1,148.5メートル。道路の幅員は5メートルから10メートル。なお、黒の丸の点々でございますが、これは新たに整備された防鹿トンネルの分を示しております。

次に、資料2をごらんください。

これは八丁3号線でございます。中ほどに八丁橋と書いてまして、黒の大きなぼちマークがございますが、ここまでは既に556メートルを市道認定しております。この八丁橋から上流、弥栄ダムの堰堤方向に向かいまして約270メートル延伸いたします。手続としましては、既存部を一旦廃止し、そして新たに全区間を市道認定するものでございます。総延長は826メートル。道路幅員は3.2メートルから9メートルというものでございます。

続きまして、資料3をごらんください。

晴海15号線でございます。これは大竹市による開発行為により整備された区画道路でございます。延長は約192メートル。道路の幅員は8.5メートルから12メートル。この部分を市道認定するものでございます。

以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、今の八丁3号線ですけれども、もともと556メートルが市道認定されて、新たに270メートルを追加というか、それを一旦取り消して、改めて826メートルということですけども、新たな部分270メートルというのは今までも道路としての形態はあったかと思うんですが、それをこの時期に認定をかけるというのはどういう、何かいきさつがあれば教えていただきたいんですが。

それと、晴海15号線ですけれども、きょういただいた図面の平面図でいっても、ちょっと着色をされるであろう部分と、これは192メートルの、幅8.5から12メートルということでしようけども、東側といいますか、住宅側の接道の部分が残るんじゃないかと思うんです、緑地の部分を含めて。そこの接道の部分の認定というか、市道としての位置づけはどのような表現になるのか。あの交差点のあの位置で仮に事故があったときに、それは市道上なのか、公道には間違いありませんけども。何メートルか、いわゆる隅切り部分といいますか交差の部分が、位置づけはどのような位置づけになるのかわからないんですが、そのあたりをどういうふうと考えておったのか、その2点をお願いしたいと思います。

○田中委員長 土木課長。

○山本土木課長 まず、1点目でございます、八丁3号線でございます。

資料、もう一度、2のほうで御説明いたしますと、延伸部分については現在も国道186として広島県が依然管理している区間です。弥栄ダムができました当時から、今、186がまだダブルウエーといいますか、旧路線と現道路線ということになっています。この管理につきましては、今、使っているところが広島県の水道の事務所の加圧ポンプ場、それからもっと奥にあります中電の発電所等でございますが、この部分につきましては、広島県のほうが管理区分、道路使用者のほうと協議整いまして、この矢印より先は国土交通省の弥栄ダムの管理区分で、今回延伸する分は大竹市の部分、大竹市の部分なんですけど、まだ矢印の先のほうに畑があったり、今の加圧ポンプ場とかありますので、まだ公共性があるというところでこれは大竹市が管理する部分と。それと防鹿の4号線、先ほど出ましたが、186号の、いわゆる旧道部分が一旦生活道路、市道になるということでこういうあわせたタイミングで今回、大竹市道の認定をするものでございます。防鹿と同時に。

それともう一つ、2点目ありました晴海15号です。A4の横長ですね。

今、言われましたのが、図面でいったら下の部分、東、海の部分ですが、これについては、現道の緑地、低いヤシの木、フェニックスと書いてますが、そういう緑地の部分と合わせまして、今ある晴海5号線というのが、字が小さくて見えにくいんですが、現道がございまして。晴海5号線。この晴海5号線の道路区域として、緑地と合わせて、今の2つ出てるその部分は道路区域として告示する予定です。今、着色している灰色部分、これについても、道路部分、いわゆるアスファルト部分と、左側については緑地部分、フットパス部分がございますが、これの部分を市道の区域として晴海15号線というような告示をする予定です。

今回、開発行為でつくりましたけど、全部が当時、市道認定告示してませんでしたので、この緑地部分も、周辺の緑地部分も合わせて道路区域として告示する。土木課のほうが管理するという計画でございます。

以上です。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ということは、今の晴海5号線、隅切りの部分は市道晴海5号線ということで、というふうに表示されるということではないんですかね。

○田中委員長 土木課長。

○山本土木課長 晴海5号線の一部区域を変更して、晴海5号線に含めるというものでございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 晴海ですけど、小西のとこのこの細い道、何て書いてあるか見えないんですけども、あれは道路なんですか。いつも何かいなと思いつつ見るんですけども。それと緑地も道路なんですかね。今回そういう拡大解釈じゃないけど、緑地まで含めて市道ですよという認定をするということではないんですかね。

○田中委員長 土木課長。

○山本土木課長 道路の中に、これまで植樹帯とかあるケースございますが、これでいったら広い植樹帯といったイメージになってしまいます。道路区域として、この管理道、それから芝生の部分、これは管理していく予定にしております。

以上です。

○田中委員長 小西さんとの細い道は、それなんて書いてあるのか。土木課長。

○山本土木課長 緑地帯管理道路と書いてあります。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第7、議案第71号、大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件についても本会議上で説明がございましたが、執行部のほうから何か追加説明ございますか。

建設部長。

○坪浦建設部長 このたび提案しております指定管理者につきましては、変更となりますので、お配りしております資料によりまして指定管理者の概要につきまして説明させていただきたいと思っております。

担当課のほうから説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 それでは、大竹市営住宅指定管理の候補者について補足説明をさせていただきます。

大竹市営住宅等施設の維持管理及び使用料の徴収業務につきましては、平成25年度から指定管理者に管理を委託しておりますけれども、平成29年度末で指定管理の期間が終了します。このため、次の平成30年度から5年間の大竹市営住宅及び市営住宅駐車場並びに共同施設の管理に係る指定管理の候補者についてプロポーザル方式で選定を行った結果、近鉄住宅管理株式会社に決定しました。なお、今回、指定管理候補者が変更となっておりますけれども、指定管理者が行う業務の内容につきましては、これまでどおりで変更はございません。

それでは、事前に配付しております資料で指定管理候補者の概要について説明をさせて

いただきます。

指定管理受託候補業者名ですが、近鉄住宅管理株式会社です。指定管理期間ですが、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年ということになります。指定管理費についてですが、年当たり4,709万9,520円、このうち1,800万円分は修繕予定額となっております。

次に、指定管理候補者の会社の概要でございます。

会社名は、今申し上げたとおり、近鉄住宅管理株式会社。従業員数は422名となっております。本社の所在地ですけれども、大阪市の阿倍野区。資本金は5,000万となっております。主要な支店、営業所は、東京、名古屋、神戸西日本支店ほか、広島では廿日市市に営業所がございます。

主な事業内容でございますけれども、分譲・賃貸マンションの管理や、建物・施設等の総合管理、また賃貸マンション等の補修・修繕とカリフォーム工事等を行っておるということです。

最後に、候補者の公営住宅の指定管理実績についてでございます。

兵庫県の西宮市営住宅4,212戸や、大阪府営住宅、大阪府の堺市営住宅、東大阪市営住宅などで、現在受託中の合計管理契約個数というのは6件、1万9,041戸となっております。主に関西圏で公営住宅の指定管理受託実績がございますけれども、中四国県内においては大竹市が初めてということになります。

大竹市営住宅指定管理の候補者の概要につきましては以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 3つほどお尋ねしたいんですけど。指定管理というときに、指定管理にふさわしいものというか、さっきから出てきました小方のもとの公民館とか、社会福祉協議会とか、いろんながありますけれども、それぞれ違うんですけど、この市営住宅というのは公営住宅法という縛りがかかっていますから、さっきの小方公民館、旧小方公民館ですけど、あの利用料は、だから指定管理者が受け取るわけですね。とって、その中で収入としてやるんだと思いますが、公営住宅の場合は家賃というのは指定管理者に入りませんから、単に管理をする、運営をするというよりか管理をするんですよね。指定管理者を使っている、そういう制度を利用している公営住宅というのを見たときに、天下一品、大竹市は小さなまちなんですね。公営住宅を外注するとき、指定管理もありますけれども、もっと古くは何かありましたよね、公営住宅法の後ろのほうに何とか管理というのがあって、島根県なんかはそれやっています。だから、例えば、浜田市と選んだら、浜田市にある県営住宅と市営住宅が同時の画面でぱっとパソコン出ますよね。大竹の場合は、混在していますけれども、別々なんですけど、それはいいとして、指定管理を5年間やってきてどうだったかなというのがあるんです。さっきの近鉄の話も、どっかでやってるってべらぼうな数ですよ。物すごい数なんです。だから、知りませんよ、よそのまち調べたわけじゃないけども、このあたりでいえば岩国とか廿日市はそうですけれども、あのくらいがかげんなんです。大竹市

のような小さなまちは全国探してもないんです。そこに何があるのかなと思うんですけども、あえて小さなまちでありながら指定管理をやってみた大竹市の1期5年間、4年余りですけども、その成果というものをちょっと教えてほしいというのが1つです。

それから、個人情報の問題ですけども、そりゃ民間がやる場合にも、民間が公の業務を請け負うといいますか、いろんなのがありますけども、個人情報に接しないと仕事にならないケースってありますから、公営住宅を指定管理なりなんなりがする場合に、個人情報のものをどうするかというのは、これがまたそれぞれの指定管理のやり方によってさまざま、いやそれだけは公務員がやりますというところもあれば、丸ごと投げてますよというところもあるし、決め方なんでしょうけども。多分それは、協定結ぶときに個人情報の扱いについての縛りがあると思うんです。それどのように表現してあるのかなというのがあって、例えば、個人情報という次に来る言葉が漏えいなんですけども、じゃあ漏えいって何だということです。そのあたり、ちょっと個人情報のことを教えていただきたい。

それと、今、私もらった資料がどっか行ってしまったんですが、近鉄住宅管理でしたか、あそこの資料をもらいましたよね、ここにありました。支店がたくさん書いてあります。その支店についてですけども、例えば、一般的なよく、よくでもないけども一応私が知ってる範囲で言えば、公共事業の入札するときの応募の条件の中に大竹市に支店があることというのがありますよね。あれは何をもって支店というのかなというのがあるんですが。それとこの近鉄の分と、今回の。各地にありましたよね、東京にあるとか、名古屋にあるとか、いっぱいありましたが、どうなんだという定義です。公共事業の入札するとき、大竹の支店か営業所か何か知りませんが、それがあつたという前提をつける場合に、それが何を以て判断するのかなということですけど、その3つ。それと、今回、廿日市にもあつたとあつたけど、廿日市に近鉄不動産はありますよね。それはよく知ってますけども、こつちじゃこういう仕事してないわけですから、この会社、関西ですから。どうなんかなと思つてちょっと教えてください。お願いします。3点です。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 まず1点目の指定管理にした理由と申しますか、そこですけども、大竹市ぐらゐの人口規模だとほかはやってないんじゃないかということでございます。公営住宅の指定管理制度の導入につきましては、人口規模で決めるとかいうことではなくて、行政コストを抑えつつ、入居者によりよいサービスを提供すると、指定管理制度を導入する目的とかメリット等を踏まえ判断しております。他の市町が公営住宅の指定管理についてどのように考えているかというのはわかりませんが、大竹市においては指定管理者による管理になつて以降、安定して高い収入率が確保されているということ。また、24時間体制でのトラブル受け付けであるとか、修繕等も早い対応ができるようになったというふうなことで、入居者にとってサービスが向上したということが指定管理制度の導入の大きなメリットであつて、引き続き指定管理による住宅管理等をするのがよいというふうに判断いたしました。

次の個人情報のとこでございますけども、公営住宅の滞納家賃の徴収等、そういった事

務につきまして重要な個人情報を取り扱う必要があることから、個人情報の保護に遺漏が生じることのないように特段の配慮が必要であるということでございまして、民間事業者との契約等においても、個人情報保護条例等、遵守について明記しております。また、民間事業者においても研修等を通じて個人情報の保護についても十分理解しておるというふうに判断しております。

○田中委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 3点目の質問のお答えですけれども、入札の制度についての部分は今、お答えがわからないんですが申しわけございません。

このたび、御質問のとおりなんですけれども、近鉄住宅さんにおきましては、公募の中で県内に営業所があればいいという形になっておりますので来られております。現に、広島県ではこの会社については、公営住宅の管理は行っておりません。書いてあるとおり県外のほうで行っております。ただし、その営業所の中、県内の民間のアパートであるとか、民間のマンションのようなものについての管理はしてるということですので、そこまでは確認はしております。

以上です。

○田中委員長 監理課長。

○豊原監理課長 公共工事の関係について、私のほうからお答えをさせていただきます。

工事の入札に参加する場合につきましては、建設業法によって許可業種というのが当然でございます。単に店を構えているだけではいけませんので、その業法によって、例えば、技術者の数であるとか、そういうのが定められておりますので、そういった形でその支店において許可を得た業種について公共工事の入札に参加できるというふうになっております。

以上でございます。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。別にやっちゃいけないと書いてませんからいいんですよ。別にいいんですけども、実際に民間のアパートのようなものじゃないですから、家賃も所得に応じて変わりますし、いろんな変化があるんです。難しいところあるし。それを指定管理者が受け取って、それを経費に回すわけにはいかないし。そういうことがあって、小さいまちはやってないのかなど。それから都道府県によってかなり色合いが違いまして、丸ごと何にもない県もいっぱいあります。だからその辺は、県の対応、それによって県内の市町の対応が決まるのかなという気がします。

さっきの収納率がよくなってというのは、それは小まめに電話するなりすりゃあいいわけですから、それをしなかったから大量に不納欠損を落として、どかんと落として裁判までやって、それからこの指定管理に入りましたよね、5年前に。この人たちがそうしたんじゃないくて、大竹市自体が大掃除をして指定管理者に任せ、そりゃあ礼儀としてそうかもしれませんが。だから、収納率が高いということが、すなわち指定管理者の成果だとは思えないところがあるんですけど。その辺、どう解釈するかなというんが1つあります。

それともう一つ、さっき言い忘れたんですけど、家賃です。家賃は基本的に国が決めた

算式があつて、場所もあるんかもしれませんが、築年数とか広さとかいろんな客観的数値を、こう何て言うか、使えば誰がやっても同じような数字がでる。もちろんそれに今度は所得があります。それは、全国一律なんですけども、その後に別途減免であるんです。それがどうも違うんです。前にも1回聞きましたけど、今回はおととい聞きました。玖波がありますよね、県営と市営が並んでます。これ、私に言った人は一般人ですから誤解があるんだと思いますが、誤解があつて言うんですけど、彼が言うには何かつていったら、あれですよ、県営じゃったら、母子家庭やったら家賃、何千円かしか要らんのに、市営じゃったら1万6,000円ぐらい要るんよ、何で市営高いんかと。それはだから、公営住宅法でかぶせてある家賃の仕組みとは別に、減免というのがあつて、減免の考え方が、広島県と廿日市と大竹と違うんです。その辺把握されてますか。今回も、6号棟が50しかないのか、あれでよかったのかどうか知りませんが、現時点でまだ30余りがあると、きのう公表されましたけど、少なくとも収入が多いこともいいことかもしれませんが、つくった以上目的があるわけですから、業者がちゃんとしているということが何より大事です。そういう意味で大竹市の家賃の計算式が他市と違うんだつたら、考えてほしいなというのがあります。

それと、個人情報ですけど、例えば、この近鉄なんかはどっちかといつたら不動産屋ですよ。大手の不動産業者です。さっき、漏えいとは何かと私言いましたけど、情報を全くの第三者に提供したら明らかに漏えいでしょうけども、例えば、近鉄なんていう会社がDMやらどんどん出して家を売ろうとしてるわけです。そういうところにはお客さんの個人情報というのは喉から手が出るほど欲しいわけです。同じ会社なんですよ、この近鉄の会社も、実を言うと第一ビルも後ろのほうにそういう目的欄にありますけども、この人たちは建て売りとか、そういう不動産業をもろにしてるわけです。だから、ある意味では猫にかつおぶしの番をさせるようなもんなんです。その辺は形式的でもいいですから何かできないのかなという気がするんです。これはもちろん、大阪のほうでいっぱい実績があるんですから、一般論として問題ありませんと言われたら、私もそうですよねと言うしかいいようがないですけども、不動産を売ってる会社がそこに住んでる人たちの、少なくとも大まかな所得状況がわかる。要は家がないから住んでるという建前ですから。あつから出ていく方というのは亡くなられる方もいますけど、家を求めて民間の住宅にかわられる方もいるわけですけども、そういう人が、その所得も把握できるような状況にいるのは健全なんかなという気がします。

最後、支店の話ですけども、監理課のほうで今、説明いただきました。初めて聞きました。あれと登記は特に関係ないんですか。さっきもらった資料は、日本中に何カ所か支店があつて、廿日市に営業所がと書いてありました。この近鉄の会社の登記上の支店は名古屋にしかありません。その辺が、それぞれどういう意味合いなんかなと思いますけど、登記の、行政が要らんことさえ言わんかつたら、別に登記の、工場とか、営業所とか、支店とか、登記がありますけども、別にないからといって、実際はないんですよ。大竹の大手の会社でも登記見たらないのがありますから。これは自由なんでしょうけども、少なくとも市からもらった資料には支店がいっぱいあつて、登記見たら1個しかなかったんで、若干違和感を感じましたけど、その辺、特にないんだつたらこうなんですという、教えて

ほしいと思います。

○田中委員長 3点ほどありました。

都市計画課長。

○中司都市計画課長 まず1点目の収納率のことでございますけども、この5カ年ずっと通して99%以上、高い収納率を保っておりますんで、それはやっぱり指定管理業者の努力、成果だと思っております。民間の債権回収ノウハウを生かして、そういった高い収納率が保たれておるんだらうというふうに考えておるところでございます。

あと、不動産屋さんがそういった個人情報扱っていいのかというような話でございますけども、あくまでも業務の中で個人情報を扱っておりますんで、それを違う業務に使うとかいうことは、今の契約上も不可になっておりますので、そういうことはないというふうに考えております。

○田中委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課長補佐兼建築住宅係長 減免規定等についてなんですけれども、他の市町の状況は把握しておりません。おっしゃるように法に書いてあり、その中で条例で規定し、大竹市のほうでは事務の要項の中で減免をして10%から50%までの減免という形で行っております。

以上でございます。

済みません、家賃についてなんですけれども、家賃も基本的には国の決められた方法により計算し、各市町では細かくいうと耐用年数と、いろんなものの中でずれは出てくるんではあるんだと思うんですけど、面積とか。特に違うというところは多分ないとは思いますが、係数とかで一応割り増しとかがかかったりしますので、それが各市町で多少のずれはあるかもしれませんが、大まかなものは基本的には法で決められてる中でつくっておりますので、そんなにずれはないと思います。

以上でございます。

○田中委員長 支店の、登記とは関係ないのかという質問があったと思いますけども。

監理課長。

○豊原監理課長 先ほど公共工事の場合、業種ごとに許可が必要ということでお話をさせていただいたと思いますけれども、建設業法等、今、担当確認しますと、登記のほうは関係ないということでございます。建設業法、公共工事の場合につきましてもの許可の関係でございますけれども。

以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 いろいろ済みません、ありがとうございます。今回、プロポーザルでしたよね、内容は知りませんが、件数がネット上に一応示してありましたよね。物すごいわずかな差でしたけど。全部がわずかな差ということないでしょうから、いろんな項目があつて、こうだったらこうだったりして、最後はほとんど僅差で、近鉄が1番で、2番の会社がアウトになったわけですけども。どういうところがどうだったか、知りたいなと思うんですが。その点数の中で、顕著な傾向があつて、この会社がすぐれていた点とか、この会社が

もう1社に比べて劣っていた点というのがもしわかれば教えてください。ちょっと興味があるんで。

それと、この指定管理者の難しいところは、実績報告というか、要は、私いつも思うんですけど、土木とか建築とかで外注すれば、そこは工事をするわけじゃないですか。そこが、今ごろは下請をいじめちゃいけないとかそういうところも若干何かあったりはしますが、基本的にはお金出して物つくってもらうわけですから。こっちが満足するもの、設計にちゃんとのっとったものをつくってくれてたらそれでマルです。その業者がもうけようが損しようが、それはこっちは関係ないわけです。こっちはお金払って、安いところが決まるとるわけです。そして、こっちが期待したものをつくってくれたらそれでマルじゃないですか。今回のこの指定管理でいえば、こっちは管理をお願いしてるわけです。だから上手に使ってもうけたっていいわけです。下手なお金の使い方をして損しようが、それは指定管理、外部の人間ですから。この金額でやってください、わかりましたとやるわけですから、それをやる上で向こうが損しようが得しようがそれを切り離すことがある意味目的ですから。でも、この指定管理の報告というのは、どこに幾らお金使ったと書いてあるわけです。お金使ったって、そんなこと期待してませんよね。

もう一つは何かというと、建築じゃないですから、メジャー持って行ってちゃんとありますよねという、そういうものじゃありません。じゃあ何するかというと、最後は顧客満足度です。大竹市かもしれませんし、住んでる方かもしれません。住んでる方たちの市営住宅ですから、住んでる方たちの満足度というか、それはなかなか100点ですと言ってくれないかもしれません。でも、やっぱり管理が、少なくともさっきの大竹市が直にやってた時代よりか、この5年間はよくなりましたとか、いうのもあるかもしれない、ないかもしれない、わかりません。よければいいっちゃうもんじゃないけども、少なくとも利用者に対する、入居者に対するアンケート調査なり、意識調査なりは必要だと思うんですけど。そういうことされてますか。それが1つ。

それとこれ、最後ですから全部言いますけども、さっきの家賃のことです。きのう、広島県に電話かけまして、私知ってる人ですけど、県営住宅の担当者。どうですかと言ったら、その電話でざっと答えてくれました。廿日市市の担当者も、私名前知ってますけども、電話でだーっと答えてくれました。大竹市の担当者もちろん知ってますけども、30分後に電話がありました。そのぐらい違いました。

きょうの中国新聞のトップ記事が、一面トップの記事は、生活保護の切り下げと書いてあります。県と廿日市は、生活保護を準用してると言っていました。もちろん生活保護は資産の要件がありますから、要するにお金が、1,000万円貯金持ってたならアウトですよもちろん。どこかに不動産持ってたならアウトです。もう、私は売る財産はありませんと、収入こんだけしかありませんと、だからもう大変なんですといったら、じゃあ応募対象にしましょうというのが生活保護のルールですけども。その資産のことは問わないわけです。生活保護の仕組みの中の資産の話はさておいて、収入の部分だけ見て、生活保護の要件に該当する場合は減免してあげましょうというのが、県とか廿日市市の発想です。考えて見たら生活保護って結構高いんです。特に若くして離婚したりして、子供か抱えてたら相当あ

るんです。だからそこに差が出るんです。片方、県営住宅住んでる人は5,000円か6,000円で住んでるのに、大竹の市営住宅、同じような、似たような人が住んでて、その3倍ぐらい家賃を払ってると。そのことは知っておくべきですよ。できれば、並んでるわけですから、廿日市も県もやってる、知りませんよそれ以上、広島がどうなってるか知りませんが、やっぱりそのあたりは考えてほしいなと、何らかの、違うんだったら違うという話を明確にして、大竹市流の理屈があるんならその方が、それでいいと思いますが。向こうは7割引きです。だから、ああそんだけ違うんだったらそれでしょねと。廿日市も広島も即答でした。大竹市は最大限25%というのと50%というのと2つあるんだってお話でした。正しくないと言ってるわけじゃないです。考え方ですからいいんですけど、ちょっとコメントが欲しいなと思まして。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 まず1点目の評価のことです。公表しておりますとおり、応募してきた2者の評価結果というのは本当の僅差、本当にわずかでございました。評価項目についても両社で明らかに差があるところはございませんでした。総合評価点でわずかに近鉄住宅管理株式会社のほうがまさっておったというところでございます。

2点目のアンケート等でございますけど、これは指定管理者のほうが住民の方、全世帯にアンケートしております。アンケートの配布が600通で、回収率が45%、そのうちの4割以上の世帯で電話対応であるとか、窓口対応には満足、やや満足という回答でございます。不満であるとか、やや不満という回答は全体の1.8から2.5%ぐらいの範囲でございまして、市営住宅の管理においては全般的には適切丁寧な対応がされとるというふうに判断しております。

○田中委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 最後の質問の部分ですけれども、大竹市も家賃の、今の減免については生活保護法的な考え方でやっております。これも県全体的に同じような基準でやってるのは間違いございません。ただし、もしかしたらそのパーセンテージが、減免率が10%から、大竹市、50%なんですけど、その部分に差が出てるやもしれません。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 ほとんど日域委員の質問で、内容も私と同じだったんですが、2点だけお尋ねします。

指定管理者の予算というのは4,500万円だったと思うんですが、それが今回、300万上がっているのはなぜかということと、個人情報の話なんですけれども、入居者の収入で家賃が決められる方式になっておりますけれども、これを全て、現在も第一ビルさんやっておられるんですけれども、指定管理業者に個人個人の収入と、家賃の計算、ここまでやらせていたのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 今回、指定管理料が若干上がっております。これは、御園の市営6号棟が新たにできたことに伴いまして、エレベーターが設置されてるとか、あと受水槽、こういった分の維持管理費、点検費というのを見込んだ額になっております。

家賃についてですけども、家賃の決定は大竹市のほうがやっております。

以上です。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。つまり指定管理業者のというのは、個々の収入とかというのは全くわからない、その収入の、何ていいますか、家賃決めるときに収入が基準になりますよね、その届け出が必要だと思うんですが、その届け出は都市計画課ですか、のほうに、住宅係のほうに直接来るわけですか。私はそうではないという情報を得てるんで、ここを確認したいと思ったから、ちょっと質問させていただいたんですが、もう一遍お願いします。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 収入の状況を把握するための調査につきましては、これは法律で事業主体の長のみ認められてる権限ということで、収入状況の報告というのは市のほうが求めておるところでございます。収入申告書の配布であるとか回収ですね、こういった行政による判断の不要な機械的な事務、これについては民間事業者へ委託することができるということで、そういうふうにはやっております。

以上です。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 御本人の目の前で管理者があけたという話、私聞いてますんで、それは特別な例であるのかどうか、せめて個人の収入が、いったら管理業者とはいっても、何といいますか、その方たちが個人の収入を知り得るといのはちょっとまずいなというふうに、私は思います。そういったことで、今、課長がお答えになったように収入と家賃の計算、それはそのまま役所のほうでやっていただきたいなというふうに思うんですが、希望を兼ねての発言ですが、もう一回答えてください。

○田中委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 済みません、補足で。収入申告書等については、今、いわゆる配布とか回収してありまして、中身のチェックも指定管理者で行っております。家賃の決定等の決定権限とかは市が持ってますので、それはやっております。おっしゃるように中身の書類については指定管理者も見えるようになっております。当然、個人情報の中できちんと向こうも対応していただいておりますし、そういう形でやっております。多くの市町がそういう形でやっております、大竹市のほうも今後、その収入申告の中身の、我々は決定する金額等を切るんですけども、データの収集であるとか集計であるとかというものは、そのまま指定管理者にお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 今まで、4年余り、第一ビルさんのほうに管理委託をされて、今度、指定管理者が変わるということになりますけども、先ほどもちょっと説明ありましたが、アンケート調査をされたり、今までのいわゆる利用者、入居者の方に対しての評価、入居者の方を感じている管理に対する評価、そのあたりをしっかりと総括をもう一回していただいて、アンケートに上がってないような苦情であるとか、相談であるとか、あるかと思うんですけども、そのあたりをしっかりと把握していただいて、新たな指定管理者の方に引き継ぎをしていただきたいと思うんですが、管理者が変わってちょっと不安になったとか、前から言っていたのに改善されないとか、そういうことがないように、せつかくこの機会に変わるわけですから、よりいい管理の実施をお願いしたいと思います。これは要望なんでよろしくお願ひいたします。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 今、要望で終わられちゃったものですから、私は聞きたいことを聞いてくださったと思ったんですけど。済みません、アンケートのことで、ちょっと私、今、聞き違えたのかもしれませんが、4割以上の方が満足、やや満足で、不満とかやや不満の方が1.8から2.5%と聞いたような気がするんですけども。これは聞き違いかどうか。2%ぐらいしか不満を持ってらっしゃらない方がいるんだったらすごいことだなと思ったものですから。あと、不満の内容について何かこう、次にこういうことを改善していただきたいという中身は、今、御紹介いただければお願ひします。

○田中委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 アンケートはまとめてお話ししたものですから。管理者がしておりますアンケートの中身なんですけれども、電話対応によるものと、窓口対応によるものと、自宅訪問対応によるものという形での3つのアンケートをとっておられます。その中で、不満の中にもやや不満、不満というのがございまして、不満と書かれているところは、例えば、電話対応であれば1.5%、窓口対応であれば0.7%、自宅訪問対応であれば1.1%というふうになっております。やや不満というのを入れますと0.7%とかそういうところが出てくるんですけども、全体的にはそういう形の評価というふうになって、まとめて大体1.8%から2.5%でしたというふうな結果になっております。

一部いろいろ苦情を受けるときもございすけれども、大まか我々のほうとしては、多くの職員数で対応していただいておりますので、よい結果は出てるのではないかというふうに判断しております。

以上です。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 聞き違いでなかったということで、それだけの方が不満は余り持ってないということで、とてもよい対応をしていただいて、同じように市がやったときに同じような結果が出るかというのは、これはわかりませんが。すばらしいのかなど。これは次に引き継ぐ指定管理者にも、こういったあたりはしっかりと、顧客満足度という話も出ましたけ

れども、やっぱり利用される方への対応をしっかりしてほしいということは引き継いでいるということですね。

ただ、1点心配になることが、今までの業者さんの場合は県営住宅の指定管理も受けてるとか、廿日市市のほうの指定管理を受けてるということで、近くにそういったノウハウを持ってらっしゃる方がほかにもいるんでということで、何かあったときの対応とかノウハウの共有化とかという面ではすぐれているのかなとも思ったんですけども。今度の場合には、県内では公営住宅の指定管理を受けてはいないということなんで、その辺のマンパワーというかスキルの蓄積というか、スキルの蓄積という意味ではあるんだと思うんですけど、何かあったときの対応するマンパワーのあたりで心配なんですけれども、そこはどのように判断されたのか、これ1点と、あともう一つ済みません、4月1日からは、今の方が3月31日で今の事務所を出られて、4月1日からは新たな指定管理者が今の事務所に入られるということですか、それとも事務所が変わるんでしょうか、教えてください。

○田中委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 まず、このたび新しく受けられる会社なんですけれども、おっしゃるように能力的には十分な能力があると感じておりますし、いろいろと話を聞いても向こうのほうでは大変しっかりとした業績を残されてるというふうに思っております。ただし、おっしゃるように今の会社は県内多く、県営も廿日市もやっておりますので、そういう連携の部分については多少の不安は残るんですけども、広島営業所の中で、いわゆる民間への、公営は確かにやってないんですけども民間へのノウハウはある中で、メインのノウハウは本社が持っていますので、そちらからしっかりとした能力のある方を出してもらおうのかどうか向こうの判断になるんですが、そのノウハウを生かしてこちらでもしっかりとやっていただきたいというふうには思っておりますし、向こうにもこの議決を得てしっかりと伝えたいというふうにも思っております。

また、事務所については、引き継ぎにつきましては、まず今回の議決を得て話をしているながら3カ月、1、2、3カ月の間で引き継ぎを行っていくんですけども、事務所等については基本的には同じところでやっていただくのが、私たちもベストではあるんですけど、まだちょっと決定はしておりません。一般的には同じところになるのではないかとこの議決を得てしっかりと伝えたいというふうにも思っておりますし、向こうも会社は廿日市のほうに営業所がございますので、あそこの事務所に入れかわっていただけるのではないかと期待している状況でございます。

以上です。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 事務所の場所があそこというのは条件ではなかったということですね。若干の不安を感じますが、やっとなあ場所で利用者の方もなれてきたところだと思いますので、ぜひ同じ場所で、家賃もいただきながら事務所としてあそこに設けていただけるように強く要望したいと思いますのでお願いします。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第8、議案第66号、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件についても本会議上で説明ございましたが、追加説明等ございませんか。

市民生活部長。

○香川市民生活部長 特にございませんでよろしくお願ひいたします。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第9、議案第77号、平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について追加説明がございますか。

済みません、ちょっとしばらく待ってください。

上下水道局長。

○吉岡上下水道局長 済みません、お時間とらせました。補足説明特にございませんでよろしくお願ひいたします。

○田中委員長 それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは何点かお伺いをしたいと思いますけども、まず今回のポンプ場の用地、面積が幾らぐらいなのかというのと、全体のポンプ場用地というのは、以前、協議会のほうでも示していただきました1,780平方メートルというのがあるかと思うんですが、その

うち既に取得してる分が幾らで、今回の部分が幾ら、それで全部が終了するのか、それとも幾らか残るのかというところを1点お聞かせ願いたいと思います。

それと、今回この取得に至った経緯が、今までもずっとこの用地取得については懸案であったかと思うんですが、今回急遽、補正で上がったというのは何かその経緯の事情が、変化があったのかどうなのか、そのあたり差し支えなければ聞かせていただきたい。

それと、いわゆる取得を今回することによって一部といいますか、全体計画の中でのポンプ場の施設計画の事業化が進むのかどうなのか、そしてその用地を活用して、いわゆるポンプを部分的な供用開始に向けて事業が進展する可能性があるのかどうなのか、そのあたりですね。それと、放流渠の問題で、以前、小瀬川への占用協議をしてるとこだというような話がございましたけども、その後、国交省との話はどのようになっているのかという点。

それと、既設の大竹1号雨水幹線、このへりをずっと通ってるわけですが、この上流域において水路内に断面の障害をしている汚水の取りつけ管等が何か所もあるかと思うんですが、このあたりの調査についてお願いしたわけですが、その後の状況、どれぐらい確認されて、それをどういうふうに手当てが必要なのかどうなのか、そのあたりの状況をお願いしたいと思います。

それともう1点、最後になりますけども、新町、これは仮称ですけれども、今のポンプ場の全体計画の中では、いわゆるバイパス管を入れていくんだということで、(仮称)新町白石線ですね、この道路の概略検討業務を平成28年度に発注して、既に済んでると思うんですが、その後の概略設計検討をしたものについて、どのようにそれを生かしているのか、現在の状況、それをどういうふうに活用するのか、今後どういうふうになるのか、進んでいくのか、そのあたりの状況がわかればお願いしたいと思います。

以上です。

○田中委員長 工務課長。

○古賀上下水道局工務課長 それでは質問に対しまして順番に答えさせていただきます。

まず、ポンプ場の全体面積、これにつきましては1,870平方メートルということで今のところ把握させていただいております。計画しております。失礼しました。そのうち、今回、補正でお願いしておる面積につきましては、端数がありますので十の位で概略と、約と申させていただきますけれども、約770平方メートルを予定しておるところでございます。既に大竹市の上下水道局のほうにまだ土地の権利まだ移ってないんですけども、それが710平方メートル程度ということで、残り約390平方メートル程度が大竹市ではなく、個人さんの所有地として残っているという状況に、この補正を認めていただいて買収が整いましたらその後はそうなるであろうということ考えておるところでございます。

そして2点目の質問。なぜ今、買収を行うのかということの質問に関しましてお答えさせていただきます。ポンプ場の用地としましては、従前から新町ポンプ場として都市計画決定をさせておるところでございますけれども、一般的には工事の設計ができ上って、そういった段階で用地を購入させていただくということで取得させていただく予定でしたけ

れども、今年度に入りまして地先の道路予定地と一括して所有されているポンプ場用地の土地の所有者のほうから、土地の買収に伴う権利関係の整理ができたという情報をいただきましたので、今回、補正予算においてお願いしまして、用地を確保させていただきたいということで考えておるものがございます。

4点目、国土交通省さん等との協議の状況はということでございますけれども、小瀬川出張所太田川事務所等に出向いて、協議のスタートは正直切らしてはいただいておりますのでございますが、まだ協議等の成果と申しますか、状況を説明できるに至ってはおりませんので、まだまだこれから協議を進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

それから5点目。昨年、私のほうで御質問いただいて、上流の幹線水路の支障物件、特に汚水管ではあるんですけども、これ上下水道局が管理してるものですので、何とか今年度に入りましてカメラ調査とかも含めて調査を行って、今渇水期に少なくとも1カ所ぐらいはやらせていただきたいということでお約束を差し上げとる状況でございますが、いかんせん既存水路の先にある市道が狭かったりとか、取り付け管の構造が、古い資料等を引っ張り出してカメラ等でやっていったり、あと民有地のほうも公共柵の近くにいろんな施設等がある中で、できるところを少しでもやりたいと、御指摘の一番支障になるところとかそういったところではなくて、まずは1つでも成果を出したいということで今取り組んでるところではございますが、正直、維持修繕起工伺ということで見積もりを複数社にとってやるんですけども、その見積徴取に若干難航しておる状況でございますので、引き続き努力はさせていただきますということだけをここで言わせていただいて御容赦いただければと思います。

以上です。

○田中委員長 大体あったかと思えます。答弁。はい、お願いします。

○山田土木課主幹兼工務係長 土木課工務係主幹の山田です。

平成28年度に（仮称）新町白石線の概略検討業務を行わせていただいております。この中で、上下水道局が検討しました新道として、延長約480メートル、幅員9メートルという道路計画となっておりますが、この検討業務では、その辺で終点、それから放流部と、それから現状の大竹小学校と中学校の歩道橋のあるところですね、あそこの接続点の交差点、その辺あたりを考慮しまして、交差点がスムーズになるような形状が必要かということで、最終的には延長して、今、690メートル必要と判断しておりまして、検討の中では2案、幅員5メートルと歩道を加えた7メートルの案、2案を考えております。この歩道を加えた2案というのは小学校、中学校ともリンクするというので、通学路の安全確保という視点でいろいろ考えているところでございます。ただ、5メートルにする、水道局が示しています9メートルに対して5メートルにするのか7メートルにするのかということも、まだ考えて、最終的に決定してはありませんが、そういったことも全庁的に事業費等も考えながら検討していきたいと。今後、この道路のあり方についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○田中委員長 古賀課長。

○古賀上下水道局工務課長 一部答弁漏れがございましたので、説明を続けさせていただきます。

たしか3点目であったと思うんですけども、今回買収をした土地により一部活用して、部分的に供用できないかといった御趣旨の御質問であったと思うんですけども、ごめんなさい手持ちの資料に絵を描いたんで見づらいかとは思いますが、新町ポンプ場全体のうちの、もともとこちら側の右下の部分が大竹市という所有の土地になっておりますが、今回この黄色のマーカーを書いた部分が予算をいただいて取得させていただきたいといったところになりますので、この上側の部分がまだ未買収地になると思います。正直、これまだまだ超概略の絵を入れて、ポンプ場、おりますんで、絶対にこの位置になるかは言えないんですけどポンプ場のものを一部つくって、供用するにはなかなか甚だレイアウト的には、詳細設計してみないと絶対にだめとは私も言える状況ではないんですけども、難しいのではないかという感覚を持っております。感覚論で答えて申しわけございませんがそういった状況でございます。

以上です。

○田中委員長 総務部長。

○政岡総務部長 今回の課長の説明で大竹市という表現使っておりますが、開発公社でございます。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。今の残りの土地の390平方メートルですか、その買収について、今からどのように取り組んでいかれるのか。相手方、地権者わかっておられるのでしょうか。そのあたりの話といますか、いわゆる土地が高騰していた時代から考えると、今は底値のような時代でございますし、持っておられる方も、よくわかりませんが、高齡化になっておられるのかもしれないし、昔の状況とは変わっているんじゃないかと思うんですが、そのあたりを積極的に用地買収に協議を進めていただけるのかどうか、そのあたりをもう一回お聞かせ願いたいと思うんですが。

逆に言えば、そこが進まないから今の話でいくと絵も描けないと、実施設計もできないよという話に聞こえるんで、そこが仮に、来年じゃあ協力しましょうとって売ってくれば絵は描けるんですかという話になりますよね。そのあたりで、要するに暫定的にポンプ場を早く稼働させることができるかどうかということをお聞きしたいです。というのも、道路の話先ほどの説明ですとまだ幅員も決まらない、いわゆる具体的な計画が決まらないという状況ですから、それ決まってから、絵を描いてから用地買収にかかる、それこそまだまだ何年先になるんですか買収が終わるといっても誰も返事もしてくれない状況ですよ。そういう中で、新町ポンプ場を期待している住民の方はそれで納得されるかというたら決して納得はされんと思うんです。暫定的にポンプをつくれれば、今ある水路の水だけを小瀬川にほうに出していけば、最終的な計画ではないかもわからんけども、少なくとも今より排水処理はできるじゃないかと、そのことが新町という上流区でできるわけですから、そうすると下流の南栄、東栄についても上流から来るものがなくなることによつ

て随分そういう浸水範囲というのは少なくなってくるんだらうというふうに思うんです。そういう取り組みを早急にさせていただきたいなというふうに思います。

それと、例の水路の断面を阻害している取り付け管の話ですけども、1カ所はここやろかなというのは決まったというところで、具体的にまだいつというのは決めかねているようですけども、じゃあ全部で何カ所ぐらいあったのか、改修すべき取り付け管が。それは調査して全部で、例えば、5カ所ありましたとか、6カ所ありましたとか。それがすぐできないのはどういうものが理由なのか、できない理由。予算的なものなのか、それとも技術的なものなのか、それとも人がいないからなのか、そのあたりのことが説明していただかないとなかなか納得できないですよ、もうそこが阻害しているということが明らかなわけですから。そこをどういうふうに、これを放置するんじゃなしに、はっきり阻害しているということが確認されとるんなら、それを善処をしていくというのは役割ではないかと思うんですけども、そのあたりの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○田中委員長 工務課長。

○古賀上下水道局工務課長 まず、残りの土地、先ほど説明した土地のことであろうと思うんですけども、これをいつごろ買収をと予定しておるのかというお問い合わせに関しましてお答えさせていただきます。

先ほど、1回目の答弁でも触れさせていただいて、説明がうまくいかなかった部分があるんですけども、まずこちら新町ポンプ場、国の補助、交付金をいただいてやることのできる事業となっております。当然、用地費にもそちらが活用できるものとして、大竹市の上水単市財源を少しでも少なくして効果を上げるということを目指している事業ではございますが、このたび急遽、土地の権利関係がということで、単独の費用をもって、起債等は手当てはさせていただくんですけども、確保させていただくということに相なった次第でございます。我々事業課サイドとしましては、当然ながら財源を確保しながら事業を進めていきたいと思っておりますので、工事の着手等がある程度見込める状態でないと国からの支援が受けられないものと、我々思っておりますので、我々が主体的に買収に入ることになりますと、どうしても設計等がある程度上がった後に交渉に入らせていただいて、予算手当てをして、買収させていただくということがセオリーというか、そういう状況ではないかと考えておりますので、先ほど言われたように、土地がないから計画できないのかではなくて、計画を上げて、その計画をするために放流部の、国土交通省さんとか、そういったところの状況を、設計上のボトルネックになる部分ですね、ポンプのサイズとか、要諦とかそういったものを決めていった上で、細かく計画した上で用地を買収させていただくという順序になるものということなので、すぐというわけにはいかないという一般的な答えになると思います。済みません。

それから、水路断面阻害、これたしか私の記憶では春先に一旦お話差し上げたと思うんですけど、数字的な把握はごめんなさい、いまだしておらず、先ほど説明したようにできそうなところ、できそうなところを探すのがなかなか難しいということで、正直、僕ら現場の指揮監督はさせていただくんですけども、実質的にやるのは業者さんなんで、業者さんに見積もりをとって、対応できるところをまずは探させていただくという作業に入って

おるところで、そこで難儀をしとるというのを説明させていただいたというところがございます。これを一括してできない理由ないは今、難航しとる、業者さんだけの理由ではないんですけども、理由の1つとして、他事業ではございますけども、岩国大竹道路、在来の下水管上水管等の補償をいただくということで、春先にはちょっと国土交通省さんのほうから通知がなかったんですけども、急遽その補償のための積算をしてくださいということでもいただいたので、うちの技術屋が上水も下水もそちらのほうにちょっとかかるとる部分もございまして、予算か技術がないか、人がいないのかと言われると、今、人手がそちらに若干とられてしまったので、私が弱音を吐かさせていただいたというのが実情でございますことを御理解いただければと思います。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 非常に何か苦しい答弁のように聞こえました。大変苦勞されとるのは重々承知でございます。担当課、職員も大変苦勞されてるわけですので、それをどのように仕事をスムーズに進めていくかというのも上の仕事ではないかというふうに思います。先ほどの残地の買収についても、事業化が当然、買うというのもすぐにはいかない、直接ね、事業認可もとってないんでしょから買うということはできないかもわかりませんが、既に公社が買っているということも事実でございますので、事業を、いわゆる推進しようと思えば、早く進めようと思えばそういう方法も、一緒になって、また考えていただければいいんじゃないかと思うんですけども。つまりやる気があるかないかだけの話かなというふうに思います。

それと、先ほどの水路の障害物の件ですけども、実際に調査は本当にされてるのかどうなのか、何カ所あるのかというふうに伺いましたけども、何カ所という明確な答えが聞けないのでそのあたりをもう一回確認したいです。それと、また詳しい調査を今からするのは、それはそれでもいいんですが、早急にそのあたりは、以前からお願いしとることなんで、手当てをしてもらわないと一向に改善はしないということが市民にとって何もしてくれないという不満につながりますんで、そのところはやはり土木が対応するんか、上下水道局が対応するんか、そのあたりはよく協議をしていただきながら早急な対応をお願いしたいと思います。

それと最後に、本気でこのことを進めていくかどうかということについては、最後、市長さんにお考えをもう一回確認したいと思えますんでよろしくお願いします。

○田中委員長 市長。

○入山市長 行政の仕事は30年、50年もかかるような大きな仕事については、先延ばしにして全然前に進めない、諦めてしまうということが過去に多々ございました。私は、30年かかる仕事でも1年間、30分の1ずつでもやることによって前に進むということで、着実に一歩ずつ前に進めてくださいということを職員に申し上げております。そういう意味で、今回のことはちょうど土地のチャンスが出てきた、このときに買収しないと、いわゆる後で悔いを残すということをお願いしたようなことで、事業については確実に30年かかろうとやり上げるということを職員とともどもに共通意識を持ちながら一歩一歩前に進めるということでございます。今までも、気づきながら手がつけられないこの30年間、これから

は30分の1でも進めていくということで、ぜひ時間はかかるんですけど御理解をいただきたいと思います。

行政というのは、大変急速に物事を進めていくのが、大変難しゅうございます。そういう意味で市民の皆様方には御不満がずっと残ろうかと思えますけど、将来には確実にそこまでやり遂げるんだということで進めていくということでぜひ御理解をいただきたいし、またお時間もいただきたいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 これさっきの390平方メートルまだ残ってる、それを買うタイミングですけども、国の補助金が、土地の購入代も要は補助の対象だから事業の計画を立ち上げるといいますか、準備をしてから土地を買うのが大竹市の財政にとっては一番都合がいいというふうな、今、お話あったと思います。ということになると、今回のこの1,800万の予算がありますけども、これはそれとは別にもうしゃあないと、相手が売る気になつとるけんもう手をつけようという話の買収なんですね、今回。そうなると、さっきの部長の話に戻るんですけども、開発公社もいにしえに高価な金額で買ってるわけですけども、例えば、国が補助金出すときに土地の取得価格がこうであって、そのうちの何割かを補助金であげましょう。そんな仕組みかなと思うんです。この開発公社が持つてる今の、要は開発公社が仮に持つてるわけですから、それを市のほうは買い戻すことになりますよね、その買い戻すとしたときにその金額は幾らだっというのを聞いてみたいんです。今、開発公社が幾らの原価といいますか、評価であの土地を持っているのか。例えば、べらぼうに高いのは昔買ったから高い、知りませんよ、安いんかもしれません、私、金額知りませんけども、その金額を今、開発公社から大竹市が買い戻して、ポンプ場をつくるとするじゃないですか。そのときに国の補助金は開発公社が持つてる金額が高かった場合に、その高いものをベースにその何割の補助金をくれるのか、それとも今の評価額でくれるのかどっちだっという気もしますね。確かに土地の補助金もらうとなると、出すほうももらうほうも結構厄介やなという気がしますけど、ちょっとその開発公社も含めて教えていただきたいと思います。

○田中委員長 総務部長。

○政岡総務部長 原価についてはただいま数字を持ち合わせておりません。国の補助金のベースどうなるかということですが、例えば、岩国大竹道路でありましたら、国の国庫債務負担行為を受けた上で買収してますので原価での買い戻しということになっておりますけど、当該土地については国の国庫債務負担行為をなしに、土地がどんどん上がるという時代の中で先行取得をした時代でございますので、その利子までつけて当時の価格で補助対象になるということはないというふうに考えます。ですから、補助対象になるべき経費は市が現実に取得するときの時価ということにならざるを得ないというのが、これが現実でございます。

以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。大体わかりましたけど、かなり厳しいなと感じまし

た。ありがとうございました。

○田中委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて生活環境委員会を閉会いたします。12時を過ぎましたが、お疲れさまでございました。

12時13分 閉会